3 割引発行の公社債の評価

平成25年度税制改正において、公社債等に係る所得に対する所得税の課税方式が見直され、 平成28年1月1日以後に発行される割引発行の公社債の償還差益に係る源泉徴収は、発行時 ではなく償還時に行うこととされたことから、割引発行の公社債の評価について、割引発行 の公社債の差益金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には、 その金額を控除した金額によって評価する所要の改正を行った。 (評価通達197-3 =改正)

1 従来の取扱い

割引発行の公社債の評価については、次に掲げる区分に従い、原則として市場価額を基に評価することとしている。

- (1) 金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債
- (2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された割引発行の公社債(金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く。)
- (3) (1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債以外の割引発行の公社債

2 通達改正の概要等

(1) 税制改正の概要(公社債等に係る所得に対する課税方式の見直し)

従来、割引債の償還差益に係る所得に対する課税については、割引債の発行時に源泉徴収することとされており、個人については他の所得と分離して源泉徴収のみで課税が終了する源泉分離課税とされ、割引債の譲渡所得は非課税とされていたが、平成25年度税制改正により、割引債を含む公社債の譲渡による譲渡所得に対して所得税を課税することとされたことに伴い、平成28年1月1日以後に発行される割引債の償還差益に係る所得税の源泉徴収については発行時ではなく、利付公社債の利子と同様に償還時に行うこととされた(租税特別措置法41の12の2)。

(2) 通達改正の概要

従来、割引発行の公社債の償還差益に係る所得税相当額は発行時に源泉徴収されていたため、評価通達上、当該所得税相当額に係る取扱いは明記されていない。

今般の改正を受けて、割引発行の公社債の償還差益に係る源泉所得税相当額が、発行時ではなく償還時に源泉徴収がなされる場合が生じることとなることから、このような場合の償還差益に係る源泉所得税相当額については、評価上、考慮する必要があるものと考えられる。 そこで、割引発行の公社債の評価について、差益金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には、その差益金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額によって評価することとした。

(3) 適用時期

平成28年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとした。